早見表－変更の届出に必要な書類－　　※５２～５４ページも参照してください。

届出時期	変更後2週間以内									変更後30日以内													4ヶ月以内
届出事項	経営体制の変更		専任技術者の変更						令第3条使用人の変更・追加	代表者の変更	商号・名称の変更	営業所の変更						資本金の変更	役員等の変更			建設業を廃止		事業年度を経過したとき
提出書類 ※一部書類の名称を簡略化しています。	経営体制の変更	常勤役員等・常勤役員等を直接に補佐する者の氏名の変更	削除（交替者有）	追加	削除（交替者無）	担当業種変更	所属営業所の変更	専任技術者の氏名の変更				新設〈注1〉	所在地の変更	名称の変更	営業業種の追加	営業業種の削除〈注2〉	営業所の廃止〈注3〉		追加	削除	氏名・役職の変更	一部	全部	
法定書類																								
変更届出書（第22号の2第1面）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
変更届出書（第22号の2第2面）												○	○	○	○	○	○					○		
役員等の一覧表（第1号別紙1）										○									○	○	○			
誓約書（第6号）									○	○		○	◆						○					
身分証明書 〈注4〉									○	▲		○	◆						○					
登記されていないことの証明書（P22参照）〈注4〉									○	▲		○	◆						○					
常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（第7号）	▼	▼																						
常勤役員等の略歴書（第7号別紙）	▼	▼																						
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第7号の2）	▼	▼																						
常勤役員等の略歴書（第7号の2別紙1）	▼	▼																						
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（第7号の2別紙2）	▼	▼																						
組織図	▼																							
健康保険等の加入状況（第7号の3）〈注5〉	▼																							▼
社会保険等の加入状況を証する書面	▼																							
専任技術者証明書（新規・変更）（第8号）			○	○		○	○	○				○	◆		○									
資格証明書・実務経験証明書等				○		▲						○	◆		▲									
許可申請者の調書（第12号）〈注6〉										○									○					
令第3条使用人の調書（第13号）〈注7〉									○			○	◆											
株主（出資者）調書（第14号）																		○	★	★				
履歴事項全部証明書										○	○	■	■	■				○	■	■	☆			
届出書（第22号の3）					○											○	○					△		
廃業届（第22号の4）																						○	○	
変更届出書（許可事務ガイドライン別紙8）																								○
工事経歴書（第2号）																								○
直前3年工事施工金額（第3号）																								○
貸借対照表（第15号）																								○
損益計算書（第16号）・完成工事原価報告書																								○
株主資本変動計算書（第17号）																								○
注記表（第17号の2）																								○
附属明細表（第17号の3）																								○
事業報告書																								○
納税証明書																								○
令第3条に規定する使用人の一覧表（第11号）									○			○	◆				○							▼
使用人数（第4号）																								▼
定款																								▼
内容確認資料 〈注8〉	◎	◎		◎			◎	◎				◎	◎	◎	◎									
本人確認資料																						●	●	

○…提出必要
▼…変更がある場合に提出必要
◆…営業所の移転に伴って専任技術者、令第3条使用人に変更があった場合に必要
★…総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に変更がある場合に提出
△…一部業種の廃業に伴って経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合のみ
▲…既に提出している場合には省略可
☆…記載事項に変更がなければ省略可
■…登記がある場合のみ、提出必要
◎…法定書類のほかに、確認資料の提出も必要（詳細は36～39ページ参照）
●…提示が必要

〈注1〉同時に専任技術者及び令3条使用人の追加についての届出も必要です。
〈注2〉複数業種を担当していた専任技術者が一部の業種のみ担当しなくなる場合は、専任技術者証明書（担当業種変更）も必要です。
〈注3〉同時に専任技術者の削除（交替者無）及び令3条使用人の削除についての届出も必要です。
〈注4〉顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、提出を要しません。
〈注5〉変更が従業員数のみである場合は、毎事業年度経過後4ヶ月以内となります。
〈注6〉顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印は要しません。
〈注7〉令第3条使用人の追加にあたり、役員等が当該令第3条使用人を兼ねている場合は省略可です。
〈注8〉住民票の写しその他の書類の提出については、個人番号が記載されていないものに限ります。